

公開質問状第2弾(2025-11-28)

「これまでに通知したとおり」とは何のこと？

市は下関警察署に金山氏の告訴不受理にさせたのか？

11月28日、黒井不法投棄問題について公開質問状を提出しました。これは11月17日に届いた回答文があまりにも犯罪被害者及び支援する市民の声を無視するものであったため、その回答文(別紙1)に対しての質問(別紙2)となります。

下関市の回答によれば先の公開質問状に対し
てあたかも既に市が当方へ通知したから、もう
回答しない、と受け取られかねない内容である
ため、その通知とは何のことか、先の公開質問
状で問うた7項目それぞれについて、その通知
はどういう内容だったのかを尋ねるものです。

また市が警察に金山氏の告訴を不受理にする
ようにしたのは事実なのかを問うものです。

詐欺による不法投棄があり、不動産が侵奪された状態を市は知りながら、おまけに市自身が同一人物に黒井事件の1年前に不法投棄、不動産侵奪されたのであり、Uの再犯行為だったにもかかわらず、警察に不受理とさせるようにし、金山氏には黒井現地に放置された建設残土は「廃掃法上の廃棄物ではない。廃棄されていた(産業)廃棄物は誰が捨てたか不明であるから」と廃掃法(廃棄物処理法)を適用できないとして、金山氏の訴えを無視し、自己解決せざるを得なくさせたのです。

社会的な弱者である金山氏は明白な犯罪被害者であるにもかかわらず、市のこうした対応により

被害届も告訴状も警察に不受理とされ、16年以上も自分の所有地が自由に使えず、貸すことも売ることもできなくされ、生活は心身ともに困窮のどん底をあえぐ生活を強いられているのです。

公務員は憲法を守り、法に則って仕事をしなければなりません。しかし、下関市や下関警察署の対応は詐欺による不法投棄、不動産侵奪という誰の目にも明らかな犯罪を犯罪として認めず、被害者の自己解決に仕向けたのです。

下関市や下関警察署の不法行為は明らかであります。今回2度目の公開質問状(別紙2)に市はどう答えるのでしょうか。回答日は12月10日に指定しています。

これは単に金山氏個人の問題ではありません。このようなことを許せばいつ誰が同じようにひどい差別を受け、人権を無視されるか分かりません。公務員が憲法第14条(法の下の平等)違反や職権濫用(刑法第193条)ⁱをして許されることではなかったのです。

下関市は自らの過ちを認めることができないために、まともに当方の質問に答えることが出来ないことが明らかになるでしょう。

ⁱ 公務員職権濫用(刑法第193条) 公務員がその職権を濫用して、人に義務のないことを行わせ、又は権利の行使を妨害したときは、二年以下の拘禁刑に処する。

下関市
SHIMONOSEKI

質問団体名	被害者 金山三郎様及び日本とコリアを結ぶ会 代表 鍋野保雄様
質問内容	
1. 詐欺、不法投棄、不動産侵奪は犯罪ではないですか？	
2. 建設残土に産業廃棄物（コンクリートがら等）が混入している状態は産業廃棄物の保管基準違反（廃棄法第12条第2項）であり不法投棄とされ罰則もあります。誰が捨てたか分からぬで済ますのではなく、関連業者の産業廃棄物管理票交付等状況報告書の確認等から、市として当該業者に「改善命令」を出す必要はないですか？	
3. 1と2の場合、環境省の「行政処分の指針」（環循規発第2104141号 令和3年4月14日 同指針P43～44参照）に基づき警察と連携するなどして積極的に不法投棄の問題解決をはかるべきではないですか？	
4. 3を行わずに犯罪被害者・金山三郎氏の訴えを無視して、本件を犯罪としてこなかったことは「公務員の告発義務」（刑訴法第239条第2項）に違反し、それは規制権限を有する者の規制権限不行使として職権濫用罪（刑法193条）に該当しませんか？	
5. U氏により下関市も同様の不法投棄により大損害を受けました。黒井の16年以上も放置されたままの建設残土等には土壤検査の結果、特定有害物質の混入が判明しており、周辺地域への土壤汚染の可能性もあります。このような特定有害物質に汚染された建設残土等を放置したままで良いですか？	
6. 公務員には憲法擁護義務がありますが、同じ加害者による同様の犯罪行為に対してかたや告訴状を受理し、かたや不受理ということは「法の下の平等」（憲法第14条）に反するのではないですか？	
7. 下関警察署が告訴状不受理の理由として金山氏に「市の回答にもとづいて不受理を決めた」と言ったが、市は下関警察署にどのように回答しましたか？	
回答	
上記のすべての質問に対して、これまで通知しているとおり回答いたしません。	
令和7年11月13日 下関市長 前田 晋太郎	

前田晋太郎 下関市長殿

2025(令和7)年11月28日

令和7年11月13日付けの「回答いたしません」について

〒751-0849 下関市綾羅木本町5-2-15

日本とコリアを結ぶ会・下関

代表 鈴野保雄



TEL 090-4898-0128

先の11月13日付けの「上記すべての質問に対してこれまで通知しているとおり、回答いたしません。」との回答について当方はそのような通知を受けたことはありません。この回答は犯罪被害者と支援市民の知る権利を無視した根拠不明の回答であり、とても認めることは出来ません。

下関市は市民の福祉向上のために行政をすべきであって、犯罪被害者・金山三郎氏の訴えについては被害状況をよく調べ、犯罪被害者等基本法及び同下関市条例にもとづき、犯罪被害者が普段の生活にもどれるように支援すべきです。

ところが市は金山氏の受けた犯罪被害を犯罪と認めないように下関警察署に「回答」したとされており、その真偽を当事者の金山氏及び支援者は知る権利があり、回答は到底納得できません。

金山氏が自分の犯罪被害をいくら訴えても犯罪と認めない市や警察に、疑問や意見を持つのは当然であり、それが質問書や意見書となってこれまで積み上げられ、市はいつの頃からか「もう回答しない」と通知をしていました。しかし、それは住民の福祉を向上させるという地方自治体の目的に逆行し、市民の犯罪被害を認めず、犯罪被害者がいくらSOSを訴えても助け船を出さないものでした。その結果、金山氏が心身を壊して死んでも構わない、という住民の福祉に反する不法、非道な対応であります。市自身の犯罪被害の告訴は警察に受理させ、同一犯による金山氏の犯罪被害を受理させなかったのは憲法14条(法の下の平等)違反の職権濫用ではないでしょうか。

下関市の「回答いたしません」という回答は下関市民として認めることはできません。次の2点に質問を絞りますので、その根拠を12月10日までにご回答ください。

記

1. 先の回答「これまで通知しているとおり」とは当方の公開質問状の7項目のどれに該当していますか、質問項目それぞれに市が提出された公文書（何年何月何日の第何号）をお示しください。
2. 同じ加害者Uに対する市の告訴状は管轄の長府警察署が受理し、当人を事情聴取されながら、金山氏による加害者U等への告訴状を下関警察署に不受理とするようにしたのは事実ですか。

以上。

韓国 “関東大震災大虐殺真相究明と被害者名誉回復”法成立

12月2日、夜9時頃、韓国国会で関東大震災大虐殺事件真相究明と被害者名誉回復法が賛成220、反対3、棄権13で可決成立しました。

この法案を通すために、韓国でこの20年間努力し続けた私たちの友人の金鐘珠（キム・ジョンス）さん。ついに国会議員や人々の熱い思いで3度目の国会上程で成立に至りました。

大虐殺事件から102年と3ヵ月が過ぎて、ようやく韓国政府が取り上げることになり、これからいろんな動きとなるでしょう。日本政府は誠実にこれに応えなければならなくなりました。以下の文は同日、法成立後に金ジョンス氏がfbに発表したもののお知らせいたします。

102年が経ち、2025年12月2日に特別法が成立しました。

言葉では言い表せない気持ちです。

喜びも、安堵も、遅くなった悔恨も、まだ終わってない責任の影も

みんないっぺんに押し寄せてきます。

それで言葉より詩で私の心を残します。

まだ眠れない英靈たちに申し訳ない気持ちで、

そして今日を作ることに献身した方々を思いながら…

まだ眠らないでください

まだ眠らないでください

まだ眠る時ではありません。

手足を引き裂かれ、心臓を貫かれ

今もなお苦痛に身もだえするあなたの
靈魂にささげるものもないのに

まだ眠らないでください。

まだ眠る時ではありません。

不逞鮮人の濡れ衣を着せる声が

再び凶器となり

あなたの名誉を踏みにじっているのに

どうして許そうとするのですか

どうして神の御許へ行こうとするのですか

まだ眠らないでください

まだ眠る時ではありません。

虐殺者が己の口で心から罪を告白し

己の体から蔑視の根を抉り出すときまで

あなたはあなたの怒りを忘れないでください

あなたを虐殺した彼らの罪悪が

満天下に暴かれますように

まだ語られない名前、まだ記録されない6千余の英靈たちの死を、その方々への私たちの約束はこれからまた始まります。 (金鐘珠)